

・ 私立幼稚園の新制度への 移行について

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) : 学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) : 保育機能を認定 市町村計画で把握された「教育・保育二ーズ」に対応	幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	「保育の必要性」の認定を受けた利用者 : 「保育時間」に対応する「施設型給付」 ² その他の利用者 : 「標準時間」に対応する「施設型給付」 ² 私学助成 (特別補助等) ³	応諾義務 * 「正当な理由」がある場合を除く 保育料ゼロ * 教育・保育の質の向上に必要な対価(上乗せ徴収)の徴収可能 (保護者から文章での同意が必要)
	「施設型給付」を受ける幼稚園	学校教育を提供する機関 市町村計画で把握された「教育二ーズ」に対応	都道府県が認可・指導監督	「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	「標準時間」に対応する「施設型給付」 ² 私学助成 (特別補助等) ³	* 物品購入費、行事費、給食費、通園送迎費の徴収可能 (保護者からの同意が必要)
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園 ¹	学校教育を提供する機関	都道府県が認可・指導監督	「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	「施設等利用給付」 ² 私学助成(一般補助・特別補助)	建学の精神に基づく選考 利用者負担は設置者が設定

¹ 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

² 「施設型給付」「施設等利用給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

私学助成幼稚園と施設型給付を受ける幼稚園（新制度に移行した幼稚園）の収入構造の違い

（私学助成幼稚園）

（施設型給付を受ける幼稚園）

私学助成（一般補助）
 <実施主体：都道府県>

施設型給付（公定価格）
 <実施主体：市町村>

保育料

※保護者負担（上限を上回る部分）

施設等利用給付
 （月額上限25,700円）

特定負担額
 ※保護者負担

教育課程

教育課程外の
 教育活動
 （預かり保育）

どちらか片方

※施設型給付を受ける幼稚園は原則
 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を活用

私学助成
 （預かり保育推進事業）

一時預かり事業
 （幼稚園型Ⅰ）

利用料

※保護者負担（上限を上回る部分）

施設等利用給付（月額上限11,300円）

※保育の必要性のある子どものみ

施設型給付について

基本分単価

事業運営に最低限必要となる
 人件費・管理費・事業費を園
 児の数に応じて措置

※園児一人当たり単価は、
 地域区分や利用定員の大小により変動（小規模園
 の経営に配慮）

各種加算等

職員の配置状況、事業の実
 施体制等に応じ「必須ではな
 いが一般的・標準的」な取組を
 行う施設に対し、給付額を加
 算等

※加算の例

- ・チーム保育加配加算
- ・施設関係者評価加算
- ・小学校接続加算
- ・処遇改善等加算

私学助成幼稚園・新制度幼稚園とも、

- ・自治体によっては保護者又は園への単独補助あり
- ・日用品等の実費徴収あり

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
都道府県(私学担当)による市町村への支援
地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

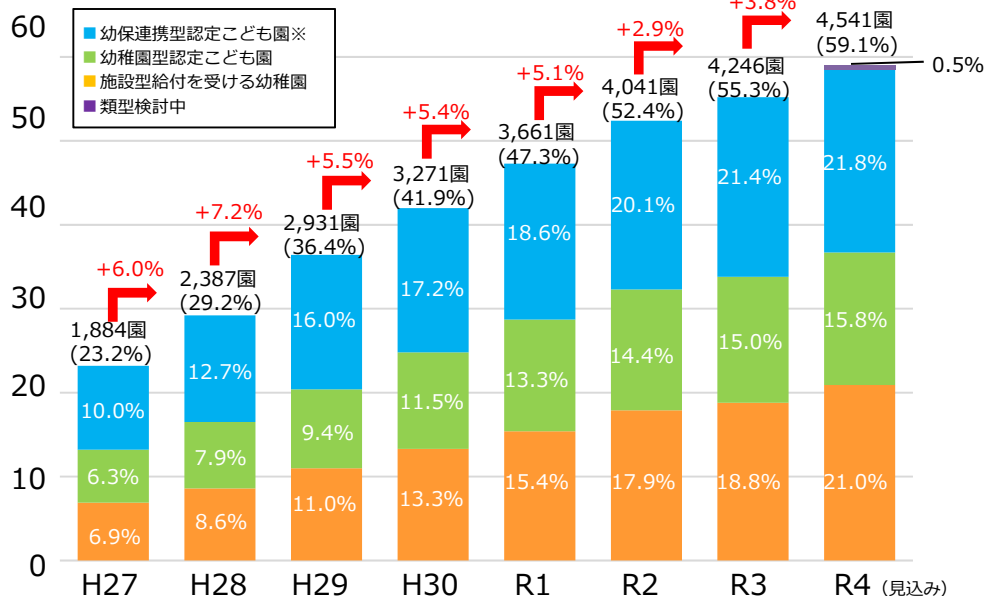
(1) 施設型給付を受ける幼稚園等の割合 <母数：7,683園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）> 各年4月1日時点

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		【参考】 令和4年度末までの 移行見込み	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合
施設型給付を受ける幼稚園	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,610園	21.0%
幼稚園型認定こども園	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,217園	15.8%
幼保連携型認定こども園 <small>(※1)</small>	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,676園	21.8%
類型検討中															38園	0.5%
合計 <small>(※2)</small>	1,884園	23.2%	2,387園 <small>(前年+503園)</small>	29.2% <small>(前年+6.0%)</small>	2,931園 <small>(前年+544園)</small>	36.4% <small>(前年+7.2%)</small>	3,271園 <small>(前年+340園)</small>	41.9% <small>(前年+5.5%)</small>	3,661園 <small>(前年+390園)</small>	47.3% <small>(前年+5.4%)</small>	4,041園 <small>(前年+380園)</small>	52.4% <small>(前年+5.1%)</small>	4,246園 <small>(前年+205園)</small>	55.3% <small>(前年+2.9%)</small>	4,541園 <small>(前年+295園)</small>	59.1% <small>(前年+3.8%)</small>

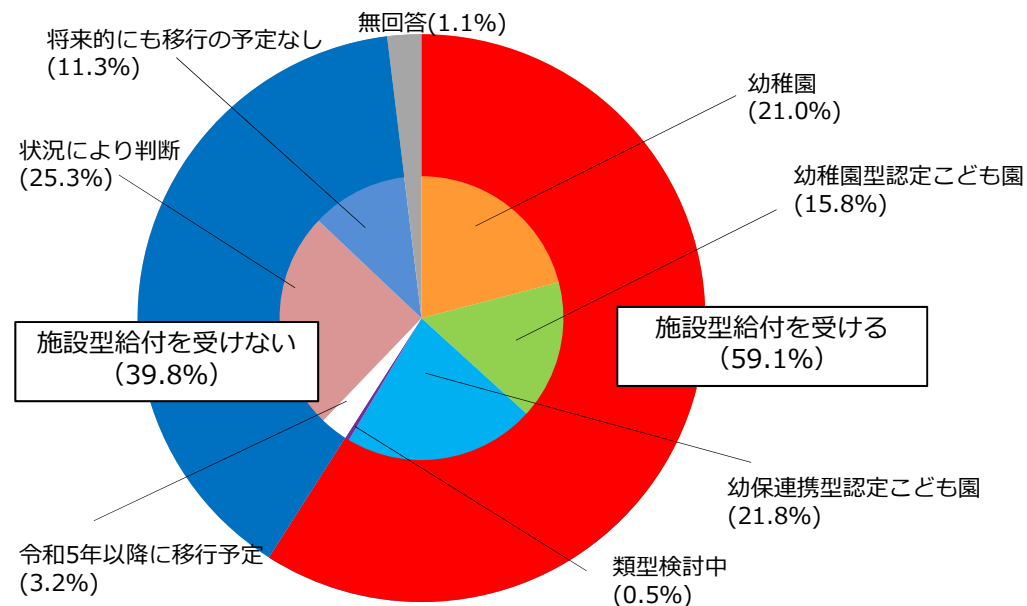
令和5年度以降に移行を検討・判断	園数	割合
令和5年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行（移行する方向で検討中を含む）	247園	3.2%
状況により判断	1,943園	25.3%
将来的にも移行する見込みはない	867園	11.3%
無回答	85園	1.1%

※1 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。
 ※2 このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

施設類型別の割合の推移



令和4年度末までの移行見込みにおける割合（見込み）



※幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

1. 一時預かり事業（幼稚園型）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園又は認定こども園において主に在籍園児を対象に実施する預かり保育に対して市区町村が支援を行うもの。

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,680市区町村>

【参考】
令和2年度調査
<母数：1,684市区町村>

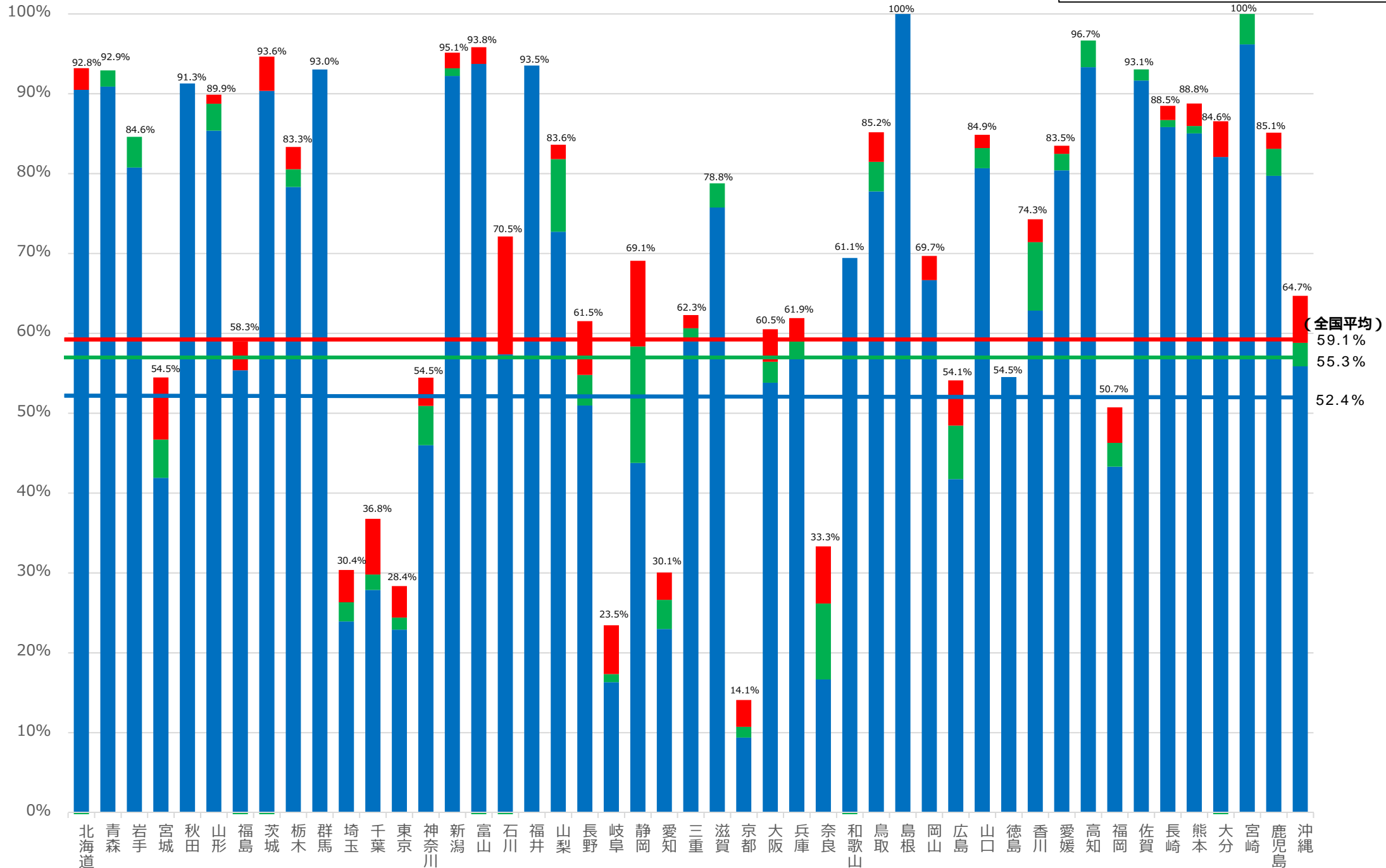
実施している	985市区町村	58.6%	965市区町村 (57.3%)
実施していない	695市区町村	41.4%	719市区町村 (42.7%)

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）		私学助成の預かり保育推進事業	
公立		1,854園/3,128園 (1,904園/3,352園)	59.3% (56.8%)		
私立	施設型給付を受ける幼稚園等	2,919園/4,259園 (2,760園/4,040園)	68.5% (68.3%)	778園/4,259園 (846園/4,040園)	18.3% (20.9%)
	施設型給付を受けない幼稚園	376園/3,437園 (273園/3,673園)	10.9% (7.4%)	2,419園/3,437園 (2,613園/3,673園)	70.4% (71.1%)
	小計	3,295園/7,696園 (3,033園/7,713園)	42.8% (39.3%)	3,197園/7,696園 (3,459園/7,713園)	41.5% (44.8%)
合計		5,149園/10,810園 (4,937園/11,065園)	47.6% (44.6%)		

※カッコ内は令和2年度調査の値

(2) 都道府県別 施設型給付を受ける幼稚園等の割合



<母数：7,683園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）>
 ※このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。